二　前年度における平成二十九年改正前の省令附則第十四条第一項第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によって算定した額

算式

（A＋B＋C＋D＋E＋F）×0.75＋G

算式の符号

［略］

G　平成28年度において減収補塡債として発行された地方債のうち法人事業税に係るもののの額の100分の75に相当する額

㈡　平成二十九年改正前の省令附則第十四条第一項第一号の額

三　平成二十九年改正前の省令附則第十四条第一項第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分法人事業税過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　平成二十九年改正前の省令附則第十四条第一項第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

［五　略］

第十四条の二　削除

（市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の九　法附則第七条の二第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（129,100円×α）×A＋B－C－D｝×0.982－E

［略］

2　法附則第七条の二第二項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の

二　前年度における平成二十八年改正前の省令附則第十四条第一項第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によって算定した額

算式

（A＋B＋C＋D＋E＋F）×0.75＋G

算式の符号

［同左］

G　平成27年度において減収補塡債として発行された地方債のうち法人事業税に係るもののの額の100分の75に相当する額

㈡　平成二十八年改正前の省令附則第十四条第一項第一号の額

三　平成二十八年改正前の省令附則第十四条第一項第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分法人事業税過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

四　平成二十八年改正前の省令附則第十四条第一項第三号の規定の適用を受けた都道府県における同号により控除された額

［五　同上］

（ゴルフ場利用税の基準税額の算定方法の特例）

第十四条の二　平成二十八年度に限り、熊本県のゴルフ場利用税の基準税額は、第二十二条の規定にかかわらず、次の算式によって算定した額とする。

算式

（A×B）×53,900円

算式の符号

A　前年の3月1日からその年の2月末日までの施設ごとの延利用者の1日当たりの数（1人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数（その年の3月31日までに廃止された施設に係る延利用者の1日当たりの数を除く。）として総務大臣が調査した数

B　0.711

（市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十四条の九　法附則第七条の二第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（127,200円×α）×A＋B－C－D｝×0.981－E

［同左］

2　法附則第七条の二第二項第二号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の